

品川区自転車活用推進計画の策定について

1) 背景と目的

自転車は、手軽で便利に利用できる交通手段として、生活の様々な場面で利用されている。一方で、自転車に関与する交通事故や歩行者とのトラブル、自転車の利用が集中する駅周辺等における自転車の放置、これによる景観の悪化等の問題が生じている。これまでも区では、これらの課題に対して様々な取り組みを行ってきたが、いまだに様々な問題が残されている。

また近年は、人々の健康志向や環境意識の高まり、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、自転車の利用ニーズが高まるとともに、品川区内においても、シェアサイクルの普及、自転車通勤の増加など、自転車利用に関する機運が高まってきている。

以上の自転車を取り巻く現状や課題を踏まえつつ、自転車の利便性、安全性の向上とともに、自転車の活用も図り、区民一人ひとりの適正な自転車利用と、今後のまちづくりと連携した自転車利用環境の整備推進、自転車の活用推進を図る。これにより、区の総合計画で示す将来像「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現に向け、公共交通をはじめとするその他の交通手段と連携して、誰もが安全・安心、円滑に移動できるまちの実現を目指す。

2) 計画の位置づけ

自転車の活用を総合的・計画的に推進するため、「自転車活用推進法」が平成29年5月より施行された。自転車活用推進法に基づき、国は平成30年6月に、東京都は平成31年3月にそれぞれ自転車活用推進計画を策定し、令和3年5月には両計画とも改定が行われた。

また、隣接5区でも自転車活用推進計画や自転車ネットワーク計画が策定されている。

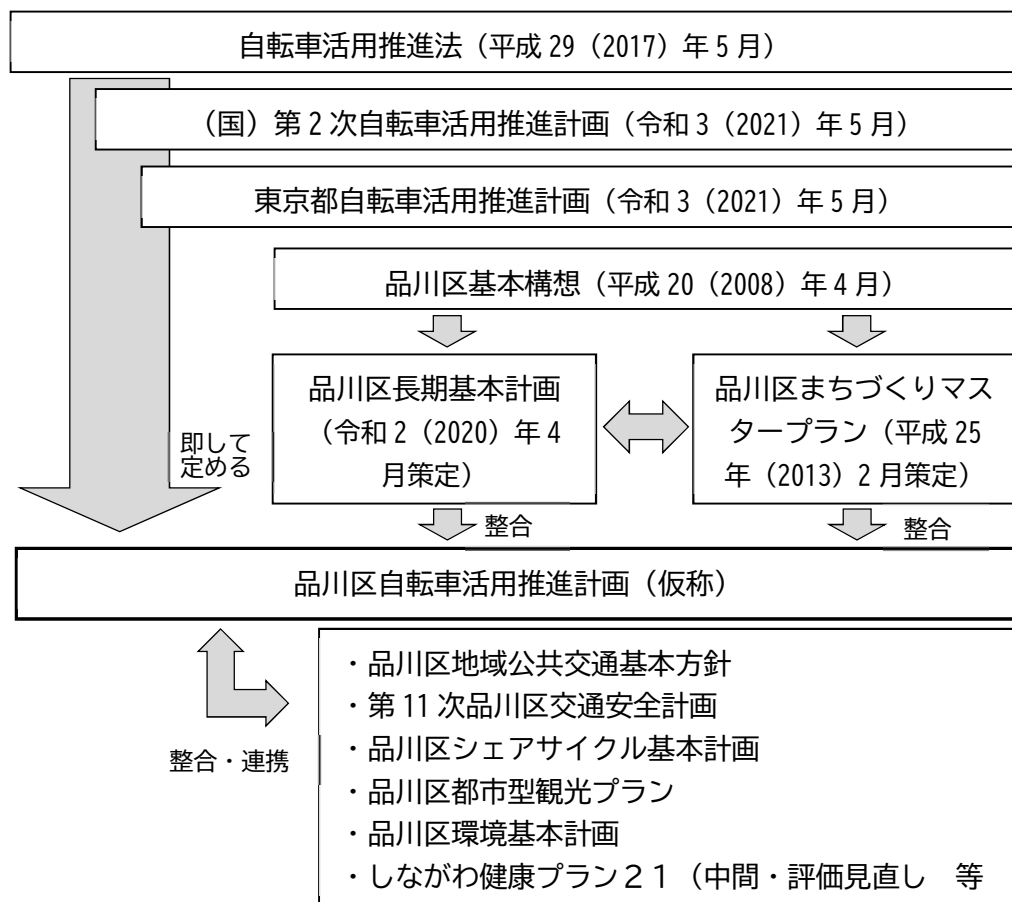


図1 品川区自転車活用推進計画（仮称）の位置づけ

3) 検討体制

品川区自転車活用推進計画策定協議会設置要綱に基づき、協議会を設置し検討を行う。

- 品川区自転車活用推進計画策定協議会設置要綱（抜粋）
- （委員の任期） 第4条 委員の任期は、委嘱または任命の日から計画の策定の日までとし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- （協議会の公開） 第7条 協議会は公開とする。ただし、委員長が支障があると認めた時は、この限りではない。

品川区自転車活用推進計画策定協議会委員

	分野	役職	氏名	所属
1	学識経験者 (2名)	委員長	寺内 義典	国土館大学理工学部教授
2		副委員長	鈴木 美緒	東海大学工学部准教授
3	鉄道事業者 (3社)	委員	沖田 浩嗣	東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部 企画総務部経営戦略ユニットマネージャー
4		委員	梶谷 俊夫	東急電鉄株式会社広報・マーケティング部 沿線企画課長
5		委員	塚平 英児	京浜急行電鉄株式会社鉄道本部 鉄道統括部 事業統括課長
6	道路管理者 (2名)	委員	大野 貴史	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所 交通対策課長
7		委員	上村 文昭	東京都建設局第二建設事務所 補修課長
8	交通管理者 (5名)	委員	山岸 秀実	警視庁品川警察署交通課長
9		委員	池福 竜之信	警視庁大崎警察署交通課長
10		委員	渡邊 亮太	警視庁大井警察署交通課長
11		委員	大橋 聡毅	警視庁荏原警察署交通課長
12		委員	小林 憲司	警視庁東京湾岸警察署交通課長
13	区内関係団体 (2団体)	委員	島 敏生	品川区商店街連合会会長
14		委員	松本 亨	一般社団法人しながわ観光協会会長
15	区民 (1名)	委員	松浦 玲	公募区民
16	品川区 (6名)	委員	佐藤 憲宜	品川区企画部企画調整課長
17		委員	遠藤 孝一	品川区地域振興部商業・ものづくり課長
18		委員	篠田 英夫	品川区文化スポーツ振興部文化観光課長
19		委員	溝口 雅之	品川区防災まちづくり部土木管理課長
20		委員	工藤 忠雄	品川区防災まちづくり部交通安全担当課長
21		委員	森 一生	品川区防災まちづくり部道路課長